令和7年度「高校生のための消費生活講演会」(出前講座)実施要領

1 趣旨

滋賀県内の消費生活相談窓口には、SNS をきっかけとした契約トラブルなど、若者からの相談が多数寄せられています。特に 18 歳を迎えた高校生は未成年者取消権がなくなるため、消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる力を身につける必要があります。

こうしたことから、滋賀県消費生活センター(以下「センター」といいます。)では、滋賀 弁護士会と連携し、「高校生のための消費生活講演会」(出前講座)を実施します。

2 対象

滋賀県内の高等学校、特別支援学校高等部および中等教育学校(後期課程)(以下「学校」 といいます。)の生徒および保護者

3 内容

標準的な内容は次のとおり。ただし、学校において希望がある場合、可能な限り対応します。

(1) テーマ

高校生や若者に多い消費者トラブルの事例と対処法

(2) 講師

消費生活相談員、消費者教育支援員、センター職員、弁護士

(3) 時間

50 分程度(弁護士を希望する場合は60分~90分程度)

※動画の上映や寸劇(センター提供の台本により、教師、生徒に演じていただくもの)を 組み込むことも可能です。

4 開催条件

(1) 開催日・時間

平日を原則とし、講座の時間は午前 10 時頃から午後 3 時頃までの間で設定してください。 ※定時制課程などについては、ご相談に応じます。

(2) 場所

原則、学校でご準備ください。なお、オンライン配信による実施も可能です。

5 経費

講師の派遣に要する経費については、センターが負担します。 会場設営に関する経費については、学校でご負担ください。

6 申込み方法

別紙申込書により、希望日の 40 日前(弁護士の派遣を希望する場合は2か月前)までにセンターに提出してください。

7 申込み、問い合わせ先

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL: 0749-27-2234 FAX: 0749-23-9030、メール: cd30@pref.shiga.lg.jp

「高校生のための消費生活講演会」(出前講座)申込書

年 月 日

(あて先)

滋賀県消費生活センター所長

「喜校生のための消費生活講演会」(出前講成)を申し込みます

「同伙王のための行員王伯甫與云」(山即再座)を中したのより。				
学	校	名		
所	在	坦	(〒 一)	
連	担	当 者	:	
絡	電 話	番号	FAX番号	
	電子	メール		
先	連絡	方法	電話(連絡可能な時間:)FAX・	・メール
希	望日	3 時	第 1 希 望 年 月 日() 時 分~	~ 時 分
		⊣ н∠	第2希望 年 月 日() 時 分~	~ 時 分
会		場	(校内の場合は教室名、校外の場合は名称と所在地を記入してください。) う	
弁 請	蒦 士	派遣	は ()希望する ()希望しない どちらかに「〇」を	を付けてください
受	講	者	人学年	年生
【内容について御希望がありましたら記入してください。】				

※本講演会では個別の消費生活相談や質問については対応できませんので予めご了承ください。 (相談窓口:(TEL) 0749-23-0999 へご相談ください。)

【提出先】滋賀県消費生活センター FAX:0749-23-9030 メール:cd30@pref.shiga.lg.jp